



# くらしの情報

## 母子修学資金を ご利用ください

第1回申し込みは  
3月8日(金)まで

母子及び寡婦福祉法に基づく修学資金などの新規貸し付け申し込みを、次のとおり受け付けます。

貸付対象 市内に住んでいる母子家庭の母、父母のいない家庭の養育者で学資の調達が困難な方

貸付限度額など 貸付限度額は、左の表のとおりです。

なお、保証人が必要です。第2回以降の申し込みは、随時受け付けます。

▼申し込み・問合せ先

子ども課(内線325)

区分	種類	限度額(単位:円)	
		自宅通学	自宅外通学
高等学校・専修学校(高等課程)	国公立	18,000	23,000
	私立	30,000	35,000
高等専門学校	国公立	21,000	22,500
	私立	32,000	35,000
短期大学・専修学校(専門課程)	国公立	45,000	51,000
	私立	53,000	60,000
大学	国公立	45,000	51,000
	私立	54,000	64,000
専修学校(一般課程)		30,000	

※償還期限は原則として20年以内

## 消防本部より

(☎475-0180)

### 3月20日、26日は 春の火災予防運動

消すまでは  
出ない行かない

離れない

この時期は空気が乾燥し火災が発生しやすい上に、風の強い日も多く、火災が発生した場合に燃え広がる危険性が高くなります。

市では、こうした気象条件になったときに火災警報を発令して火の使用を制限します。

屋外での火遊びやたき火を禁止するのはもちろん、山林、原野などの場所での火入れや喫煙を禁止します。

▼家庭で火の用心について再確認し、火災を防止しましょう。

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」

- 3つの習慣
- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

● 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

● 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

● 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

● お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

▼問合せ先

予防課予防担当

### 私設消防組出初式

とき 3月10日(日)午前9時

ところ 消防署グラウンドおよびその周辺

※私設消防組対抗の放水競技大会も行います。

▼問合せ先

警防課消防担当

### 普通救命講習III

とき 3月16日(土)

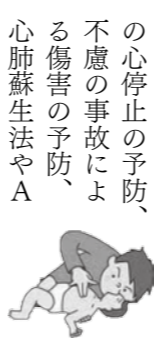
午前9時~12時

ところ 消防署3階講堂

対象者 保育士、幼稚園・小学校教諭、乳幼児の保護者

一般市民の方など

内容 子ども(小児・乳児)の心停止の予防、不慮の事故による傷害の予防、心肺蘇生法やAED



EDの取り扱い方法。受講料 無料

定員 10人程度

申込期限 3月14日(木)まで

▼申し込み・問合せ先

警防課救急救助担当

### 春季消防総合演習

巡回広報

とき 3月17日(日)午前8時

ところ 市内一円

◆業務訓練

とき 3月17日(日)

午前9時20分

ところ 赤浜地内 赤浜八幡社付近

※訓練では、消防車や救急車がサイレンを鳴らして走りまわりますので、火災や事故と間違えないようご注意ください。

▼問合せ先

警防課消防担当

### 防火広場

防火風船やチラシ配り、広報などを実施します。消防車両の展示などもありますので、お気軽にお立ち寄りください。

とき 3月24日(日)午前10時

ところ ショッピングセンター エール

▼問合せ先

予防課予防担当

## 平成25年度の固定資産税について 納税通知書・課税明細書は4月初旬発送予定

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿とは、市内に所在する土地や家屋の価格などを記載した一覧表のことで、ほかの土地や家屋と比較して自己資産の価格の適正さを判断できるものに設けられています。

※自己の固定資産の課税内容については、納税通知書に添付されている「課税明細書」でも確認できます。

縦覧期間

4月1日(月)~4月30日(火)

固定資産課税台帳の縦覧

市内に所有する自己の資産について、閲覧することができ、また、借地人、借家人の方も左記(※)の書類があれば閲覧できます。

▼問合せ先

税務課資産税担当

(内線235・236)

※縦覧・閲覧される場合は、本人確認ができるもの(運転免許証など)、代理人であれば委任状、借地・借家人の場合は契約書などの権利が確認できるものと印鑑をご持参ください。

## 早月川の伐採木を提供します

早月川河川敷の伐採木を無償提供します。ただし、自家消費で運搬可能な方に限ります。

とき 3月23日(土) 午前8時30分

ところ 早月川左岸河川敷(新月形橋の下)

▼問合せ先 新川土木センター(☎0765-22-9125)

## 『高齢者福祉入浴券』・『障がい者福祉利用券』・『障がい者福祉タクシー利用券』・『のる my car 障がい者無料乗車券』の配布

平成25年度福祉入浴券(利用期間:平成25年4月1日~平成26年3月31日)などを配布します。希望される方は、下記の日程によりお住まいの地区公民館などで受け取ることができます。代理の方が受け取る場合は、対象者の親族の方または地区民生委員に限りま

なお、3月22日(金)以降は、市民交流プラザ2階(福祉介護課窓口)で随時配布します。

対象者(市内在住)

対象者	配布内容
① 高齢者福祉入浴券	昭和18年12月31日以前生まれで、②障がい者福祉利用券の対象者に該当しない方
② 障がい者福祉利用券 ※	身体障害者手帳の1~4級をお持ちの方 療育手帳をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※従来の福祉入浴券としてご利用できるほか、市内の理・美容店で1枚400円としてご利用できます。
③ 障がい者福祉タクシー利用券	身体障害者手帳の1・2級または“肢体不自由・視覚障がい”の3級をお持ちの方 療育手帳のAをお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方
④ のる my car 障がい者無料乗車券	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、③障がい者福祉タクシー利用券の対象者に該当しない方

配布日程

地区	配布場所	月日	時間
北加積地区	北加積地区公民館	3月12日(火)	9:00~11:00
浜加積地区	浜加積地区福祉センター	3月12日(火)	13:30~15:30
早月加積地区	早月加積地区公民館	3月13日(水)	9:00~11:00
中加積地区	中加積地区公民館	3月13日(水)	13:30~15:30
西地区	西地区公民館	3月15日(金)	9:00~11:00
東加積地区	東加積地区公民館	3月15日(金)	13:30~15:30
西加積地区	西加積地区公民館	3月19日(火)	9:00~11:00
山加積地区	山加積地区公民館	3月19日(火)	13:30~15:00
東地区	市民交流プラザ2階	3月21日(木)	9:00~11:00

問合せ先 福祉介護課(内線764・766)

【持ってくるもの】

本人、代理人の身分が分かるもの(保険証、障害者手帳など)

